

二五名  
一一名  
其本会同方助徳名  
其本会同方助徳名

事業不振に依り、以後、外資を金にシテ一月五十大ノ金に  
シ申ス。五丹五ノコノ之ノ批廢ニシテ申後、之ノ困ノ金  
ハコノノ申サトシテ

要則

- 一 年當金ノ批廢ノ即時取済ニシテ
- 一 保陰料ノ全額ヲ奉至ニシテ
- 一 年未納者ノ各月日限ノ一ヶ月半ノ支限ニシテ
- 一 返納者ニ名トシテ
- 一 後料ノ支拂ハ毎月十日 三十日トシテ
- 一 欠付ノ申込ニシテ批廢者ノ出申トシテ

一 年限ノ日限全額支限ノ下

五丹五ノコノ批廢ノ解決

- 一 返納者ニ名トシテ
- 一 返納者ニ名トシテ
- 一 後料ノ支拂ハ毎月二回トシテ
- 一 年未納者無シ本人ノ成徳ニ依リ支限ニシテ

同山内鑛造行 (五ノコノ)

神ノ市管東通口也

二五名

九名

其本会同方助徳名

五丹五ノコノ批廢ノ解決ノ為シテ困ノ